

第6回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第一専門委員会	参考資料1
平成21年11月16日	

保育の質の確保・向上と量的拡大について

平成21年11月16日
株式会社ベネッセスタイルケア
佐久間 貴子

弊社としては、都市部において保育を担う事業者として、保育を必要とする子ども・家族の「よく生きる」を応援するために、また、都市部に多数存在する待機児童の解消に向けて、質的な側面でも量的な側面でも保育サービスを向上してまいりたいと考えております。

■ 保育対象範囲の拡大に対する保育サービス供給の確保について

保育対象範囲を大きく拡大していく中で、法人類型にかかわらず、様々な主体が、複数の保育サービス事業所を運営し、保育サービスを拡大していくことが一つの解決策になると考えております。

こうした観点から、保育事業所単体での経理ではなく、保育事業者（法人）本部支出や更なる保育事業所への設備投資も含めて、保育サービス費用の使途は完全に自由化していただきたいと考えます。

また、株式会社は、株式市場で資金を調達し事業を実施する主体であることから、株式会社が保育サービスに参入するためには、最低基準を満たす保育を行った上で、事業者努力で生じた剰余金（さらに法人税を納付した残余）の一部を出資者である株主に還元することを認めることが必須と考えております。

■ 利用者に対する費用保障（給付）について

利用者に対する費用保障（給付）を行い、利用者が保育サービスの費用を負担するという考え方により、保育サービス費用の使途が自由化され、事業者の創意工夫により保育サービスの質・量が一層向上すると考えております。こうした観点から、利用者に対する費用保障（給付）の考えに賛成です。

■ 保育の質の向上について

多様な保育サービスの質の向上のためには、各事業者が創意工夫をして多様なサービスを提供するとともに、その情報公開を進め、利用者がよりよいサービスを適

切に選択することが重要と考えております。

しかしながら、介護保険サービスにおいて運用されている「介護サービスの情報公表制度」については、事業者の費用負担、事務負担が大きい一方、利用者に十分活用されていないと聞きます。

評価、情報公表の仕組みについては、利用者、事業者の意見を十分聞いて構築すべきと考えます。